

2013 年 2 月 27 日

TPP 交渉参加判断に対する意見

社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武

2013 年 2 月 22 日、安倍晋三内閣総理大臣は、米国でオバマ大統領と会談を行い、日米共同声明を発表しました。

両首脳交渉の結果、日米共同声明では「二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まってくるものであることから、TPP 交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。」とされております。

日本医師会は、将来にわたって国民皆保険を堅持することを強く求めると同時に、ISD 条項により日本の公的医療保険制度が参入障壁であるとして外国から提訴されることに懸念を示して参りました。そして、訪米直前の安倍首相に対し、TPP 交渉参加によって国民皆保険が揺るがされないことを重ねてお願いいたしました。

「日米首脳会談（概要）」（外務省）によると、「TPP 交渉に関しては、先の衆院選では、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、TPP 交渉参加に反対するという公約を掲げ、また、自民党はそれ以外にも 5 つの判断基準を示した」とあります。その 5 つの判断基準である「J - ファイル 2012 自民党総合政策集」の中には、「国民皆保険制度を守る」「国の主権を損なうような ISD 条項は合意しない」の 2 つが含まれています。また、安倍首相も「国民皆保険制度を守る」と仰っており、日本医師会も、誰もがいつでも、安心して適切な医療を受けることができる素晴らしい医療制度である「国民皆保険」を守るという方向性はまったく同じであります。

しかし、日本医師会は TPP 交渉参加によって、公的医療保険制度が揺るがされることを懸念しており、知的財産分野における薬価や医療技術等、金融

サービスにおける私的医療保険の拡大、 投資分野における株式会社の参入、
の 3 つが対象になれば、国民皆保険の崩壊につながると考えます。

日本医師会は、日本の国益に反する形での TPP 交渉参加には反対します。世界に誇る国民皆保険を守るためには、第 1 に公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること、第 2 に混合診療を全面解禁しないこと、第 3 に営利企業（株式会社）を医療機関経営に参入させないこと、の 3 つが必要です。TPP 交渉参加を判断する上で、この 3 つの条件が守られるよう、日本医師会としても厳しく求めています。

TPPについて

日本医師会は、今までの日本に対する米国からの市場化要求を振り返れば、TPP協定交渉において、公的医療保険が俎上に上がらなくても、以下の3点が対象となれば、国民皆保険の崩壊につながる可能性があると考えている。

- 1．知的財産分野における薬価や医療技術等
- 2．金融サービスにおける私的医療保険の拡大
- 3．投資分野における株式会社の参入

日本の公的医療保険制度で想定されるTPPの悪影響

中医協での薬価決定プロセスに干渉

ジェネリック薬の市場参入の阻止
特許保護期間の事実上の延長
特許薬の高価格の維持と独占的権利の強化

私的医療保険の拡大

混合診療解禁につながる危惧

株式会社の医療への参入

不採算部門・地域からの撤退
優良顧客(患者)を選別するおそれ
利益追求のために自由診療を拡大するおそれ
コスト削減を優先し、安全への配慮が疎かになる可能性

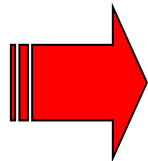


**お金がなければ医療を受けられない
日本になりかねません。**

ISD条項(投資に関する紛争解決手続き)

- 投資家と投資受入れ国との間で紛争が起こった場合に、投資家が当該案件を国際仲裁に付託できる手続き。
- 日本企業が、投資受入国側の突然の政策変更などで不当な待遇を受けることになった場合、この手続きを通じて、問題解決を図ることができる。
- 逆に、国内法の改正が必要となったり、あるいは将来的にとりうる国内措置の範囲が制限される可能性を否定できない。

TPPなどの条約は憲法の定めにより国内法よりも優位



日本の公的医療保険制度が参入障壁であるとして訴えられ、健康保険法の改正を求められることに。

(例) 高額な医薬品を提供する製薬メーカーや民間医療保険は日本の公的医療保険制度になかなか参入できない。こうした外国企業が日本に対して訴訟を起し、健康保険法の改正を強いるおそれがある。

ラチェット(一方向にだけ向かうつめ車)規定

TPPに参加してから規制改革を後戻りさせることは認められない。

「国民皆保険を守る」こととは

日本医師会は、最低限、以下の重要課題が守られなければ、世界に誇る「国民皆保険」とはいえないと考えます。

日本医師会が考える「国民皆保険」の重要課題

1. 公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること
2. 混合診療を全面解禁しないこと
3. 営利企業(株式会社)を医療機関経営に参入させないこと

日米首脳会談(概要)

平成25年2月22日
外務省

2月22日、米国出張中の安倍総理は、約1時間45分にわたり、オバマ大統領との間で首脳会談及びワーキングランチを行ったところ、概要以下のとおり(首脳会談後に発表された「日米の共同声明」を別添)。

1. 日米関係

(1) 総論

(ア)冒頭、オバマ大統領からの歓迎の挨拶の後、安倍総理より、日本外交の基本方針を説明し、日米同盟の強化は我が国の外交の基軸である旨述べた。また、より強い日本は米国にとっての利益であり、より強い米国は日本にとっての利益であることから、日本として、防衛力の強化や力強い経済の再生に取り組むと同時に、幅広い分野で日米間の協力を強化していきたい旨述べた。

(イ)安倍総理より、アジア太平洋地域の安全保障環境が厳しくなっている中、日米同盟を一層強化していくことが重要であるとの認識を示した上で、外交は世界地図を俯瞰して考えるべきと思っており、日米同盟を基盤としつつ、地域の諸国とも連携を深めることが重要と考えている旨述べた。また、日米の協力関係はグローバルな課題への対応でも力を発揮すべきものであり、テロ対策、アフガニスタン、イランといった課題についても、協力を強化していきたいと述べた。

(ウ)安倍総理より、オバマ大統領を日本に招待したい旨述べ、これに対しオバマ大統領より、日本は大好きな国である旨の反応があった。

(2) 安全保障

(ア)安倍総理より、厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、我が国は米国と共に責任を果たす考えである旨述べ、防衛費の増額、防衛大綱の見直し等、我が国自身の防衛力の強化に取り組んでおり、また、集団的自衛権についての検討を開始し、これらの取組を同盟強化に役立つものにしていく考えを説明した。また、総理より、日米安保体制の抑止力向上のため、幅広い分野で協力を進めていきいと述べ、安全保障環境の変化を踏まえ、日米の役割・任務・能力の考え方についての議論を通じ、ガイドラインの見直しの検討を進めたい旨述べた。オバマ大統領より、日米同盟は日本にとってのみならず、太平洋国家としての米国にとっても極めて重要である旨述べ、同盟強化に向けた日本の取組を歓迎した。両首脳は、双方の外務・防衛閣僚に、「2+2会合」も活用し、安全保障上の重要課題をフォローアップするよう指示することで一致した。

(イ)安倍総理より、米軍再編については、現行の日米合意に従って作業を進め、抑

止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減を実現していく旨述べた。両首脳は、また、普天間飛行場の移設及び嘉手納以南の土地の返還計画を早期に進めていくことで一致した。

(ウ)安倍総理より、宇宙・サイバーの分野で、日米の包括的対話を立ち上げることになったことを歓迎する旨述べた。

2. アジア太平洋地域情勢

(1) 中国

(ア)安倍総理より、中国との関係は日本にとり最も重要な二国間関係の一つであり、個別の問題をめぐり対立があっても、「戦略的互惠」の観点から win-win の関係を構築していきたい旨述べた。

(イ)両首脳は、尖閣諸島を含む状況について議論を行った。安倍総理より、日本は中国に対して冷静に対応してきている旨述べるとともに、政治レベルを含め、中国と対話を継続していく考えを述べ、日米同盟を基礎としつつ、この地域を力ではなくルールが支配する地域にすべく協力していくことで一致した。

(2) 北朝鮮

(ア)両首脳は、北朝鮮の情勢について意見を交換し、先般の北朝鮮の核実験に対する懸念を共有した。また、総理より、このような北朝鮮の挑発行為は容認すべきではないし、報償を与えるべきではない、これまでの様々な働きかけにもかかわらず、北朝鮮は核開発、ミサイル開発を進めてきており、この現実に対して、改めて日米韓が一致結束して対応する必要がある旨述べた。

(イ)安倍総理より、国連安保理決議を通じて、国際社会が明確なメッセージを発すべきであり、安保理が新たな強い決議を採択し、制裁の追加・強化を実施することが重要である、日本としても協力していきたいと述べた。また、総理より、安保理以外の制裁も含め、日米で協力していきたい旨述べた。両首脳はこの問題での協力を確認した。

(ウ)両首脳は、北朝鮮の核・ミサイル活動も踏まえ、弾道ミサイル防衛協力を進め、米軍のTPY-2レーダーを我が国に追加配備する方針で一致した。

(エ)北朝鮮による拉致問題について、安倍総理より、自分の政権のうちに完全に解決するとの決意を表明し、これまでの米国の理解と支持に感謝を述べた。

(3) 韓国

(ア)安倍総理より、韓国は価値観と利益を日本と共有する最も重要な隣国である旨述べ、両国間には難しい問題も存在するが、大局的な観点から、朴槿恵次期大統領との間で、未来志向で重層的な日韓関係を構築するために共に努力していきたい旨述べた。

(イ)両首脳は、現下の北朝鮮情勢等を踏まえ、日米韓の連携がこれまでも増して重要になっているとの認識を共有した。安倍総理より、日本としては、安保分野を含め、日韓、日米韓の連携を強化していきたい旨述べた。

3. 中東・北アフリカ情勢

(1)両首脳は、日米両国民に犠牲者が出たアルジェリアのテロ事件を受け、双方に対しお悔やみを述べあった上で、日米間でテロ対策協力を強化し、米国主導のグローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)での連携、日米テロ協議の開催等を通じ、地域諸国のテロ対策能力強化支援等の具体的協力を進めていくことで一致した。

(2)オバマ大統領より、アフガニスタン、イランに関する日本の取組に対して感謝の意が表明された。これに対し安倍総理より、日本はアフガニスタンへの支援を継続する旨述べるとともに、イランについては、日本は引き続きイラン産原油の輸入量を削減していくと同時に、日本が有する対話のチャネルを通じて、建設的対応に応じるようイランへの説得を試みる旨述べた。

4. 経済

(1)総論

オバマ大統領より、安倍総理の行っている大胆な経済政策については日本国民が評価していると承知していると賞賛した。

(2)TPP

(ア)安倍総理より、日米が協力して、アジア太平洋における貿易・投資に関する高い水準のルール・秩序を作っていくことの意義は大きい、一方、TPP 交渉に関しては、先の衆院選では、『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り、TPP 交渉参加に反対する」という公約を掲げ、また、自民党はそれ以外にも5つの判断基準を示し、政権復帰を果たした等の状況を説明した。

(イ)その上で、安倍総理から、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在すること、②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、③TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することは求められないこと、の三点について述べ、これらについてオバマ大統領との間で明示的に確認された。

(ウ)こうした点を含め、両首脳間でじっくりと議論が行われ、その結果、日米の共同声明(別添)にある事項について首脳間で認識が一致した。

(3)エネルギー

(ア)安倍総理より、震災後、我が国では増大する燃料費の削減が喫緊の課題であり、米国産の液化天然ガス(LNG)の対日輸出が早期に承認されるよう改めてお願いす

る旨述べた。これに対しオバマ大統領より、米国における輸出許可についての審査はまだ続いているが、同盟国としての日本の重要性は常に念頭に置いている旨述べた。

(イ) 安倍総理より、低炭素社会実現のため、これまで両国間で取り組んできたクリーンエネルギー開発・普及に向けた協力に加え、ファイナンス等のビジネス分野に協力範囲を拡充していきたい旨述べた。

(ウ) 安倍総理より、我が国の原子力政策について、「2030年代に原発稼働ゼロを可能とする」との前政権の方針は、ゼロベースで見直し、責任あるエネルギー政策を構築する旨述べるとともに、米国とは国際的な原子力協力のパートナーとして様々なレベルで緊密に連携していきたいと述べた。これに対しオバマ大統領より、クリーンエネルギーや原子力の分野で、日米間の協力を進めていきたい旨の反応があった。

(4) 気候変動

安倍総理より、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みは、全ての国が参加する公平で実効的なものであることが不可欠であり、そのために、中国等の新興国をどのように参加させるかが大きな課題である旨述べた。また、総理は、日本は技術で政界に貢献していくとの考えを説明した。両首脳は、日米間で緊密に協力していくことを確認した。

(5) 超電導リニア技術(マグレブ)

安倍総理より、オバマ大統領の推進する高速輸送鉄道網の計画を賞賛し、高速鉄道の意義に言及しつつ、我が国で既に確認走行段階に入りつつある超電導リニア技術の米国への導入を日米協力の象徴として提案した。オバマ大統領及び同席のバイデン副大統領は、この提案に関心を持って聞いていた。

5. その他

(1) 子の親権

安倍総理より、子の親権に関するハーグ条約及び条約実施法の国会提出を目指し、先日与党内プロセスを終了したことを説明し、国会での承認が得られるよう取り組んでいく旨述べた。

(2) 2020年のオリンピック招致

安倍総理より、2020年のオリンピックに東京が立候補していることに関し、米国の協力を要請した。

(了)

【仮訳】

日米の共同声明

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、２０１１年１１月１２日にＴＰＰ首脳によって表明された「ＴＰＰの輪郭（アウトライン）」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブリティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであることから、ＴＰＰ交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、ＴＰＰ参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びＴＰＰの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

The White House

Office of the Press Secretary

For Immediate Release

February 22, 2013

Joint Statement by the United States and Japan

The two Governments confirm that should Japan participate in the TPP negotiations, all goods would be subject to negotiation, and Japan would join others in achieving a comprehensive, high-standard agreement, as described in the Outlines of the TPP Agreement announced by TPP Leaders on November 12, 2011.

Recognizing that both countries have bilateral trade sensitivities, such as certain agricultural products for Japan and certain manufactured products for the United States, the two Governments confirm that, as the final outcome will be determined during the negotiations, it is not required to make a prior commitment to unilaterally eliminate all tariffs upon joining the TPP negotiations.

The two Governments will continue their bilateral consultations with respect to Japan's possible interest in joining the TPP. While progress has been made in these consultations, more work remains to be done, including addressing outstanding concerns with respect to the automotive and insurance sectors, addressing other non-tariff measures, and completing work regarding meeting the high TPP standards.

100 災害時における国際協力の強化

東日本大震災に際して、国際社会から受けた支援に感謝し、災害時における国際的な支援活動に、今後も積極的に協力します。その際、必要となる装備についても整備を進め病院船等の保有も検討します。また、防災・減災・避難救援体制等、わが国が震災対応によって得た教訓・知見をソフトパワーとして世界に紹介し、その活用を図ります。

101 北朝鮮の核開発の阻止

拉致・核・ミサイル問題の包括的解決が基本です。北朝鮮による核実験、ミサイル発射はわが国の安全保障に対する重大な脅威であり、対北朝鮮措置の継続とともに、国連安保理決議に基づく行動に関係諸国と一致して取り組みます。

102 拉致問題の解決

拉致は国家による重大犯罪です。昨年、金正日体制から金正恩体制に移行しましたが、拉致問題に対する姿勢の具体的変化がない以上、引き続き拉致被害者全員の帰国、真相究明、実行犯引き渡しを基本方針とし、一切の経済支援を行いません。

また、政府認定以外の特定失踪者の調査を徹底するとともに、「対話と圧力」という一貫した考えのもと、国際世論をリードして、必要に応じて「ヒト」「カネ」の移動をさらに制限していくなどの制裁強化を行い、北朝鮮に拉致問題の全面的な調査のやり直しを強く要求します。

さらに、北朝鮮による米国人拉致の疑いも濃厚であり、米政府の認定への働きかけを強化して、日米連携して問題の解決を迫るとともに中国の協力を強く要請しつつ、国連に拉致問題に関する調査委員会を設立する努力などを通じて国際社会と連携しながら、国家の威信をかけて拉致被害者全員の帰国を実現します。

103 国際社会での貢献と国連安保理の改革

時代の変化とともに、国際社会の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国が常に「安保理」の意思決定に参加することは、「安保理」の代表性と実効性を向上させます。わが国の常任理事国入りを含む「安保理」改革の早期実現に向けて引き続き取り組みます。また、各種国際機関において制度構築などの主導的な役割を果たします。

104 核軍縮の推進

国際的な軍縮・不拡散体制の強化に向けて主導的に取り組みます。特に核軍縮分野での現実的かつ具体的な取り組みを進めます。また、安全保障に懸念を生じさせないため、わが国の「核抑止政策」について、根本的な議論を開始し、基本方針を確立します。



105 ODAの充実と、開発途上国の支援

政府開発援助(ODA)は、外交施策を実現していく上での必要不可欠な手段です。中長期的な戦略に基づき、重点化・効率化を進めつつ、「人間の安全保障」の考え方のもと、ミレニアム開発目標*の達成に向けて課せられた責任も踏まえて、「質」と「量」の双方でODAの拡充を目指します。そのためにODAの基本理念を定め、運営の透明化を図る「ODA基本法」を制定します。

さらに、民間経済界やNGOとの連携強化に引き続き取り組み、JICA(国際協力機構)の投融资機能の本格再開や円借款*の迅速化を図ります。

また、わが国企業の海外進出の後押しも行うなど、海外進出する日本企業の支援を在外公館の本来業務として位置づけ、人脈形成・情報提供など、最大限の支援を行います。

106 資源外交の強化

ODAを含む外交ツールを活用し、主要な資源供給国との関係強化に努め、供給源の多様化を図るなどの「資源外交」に力を入れます。特にアフリカについては、対アフリカODAの倍増、民間投資の倍増支援という国際的な約束を着実に実行に移しつつ、この地域の経済成長、「人間の安全保障」の確立、環境問題といった課題にリーダーシップを発揮します。

107 対外発信の強化

ODA卒業国との円滑な関係が維持される仕組みを構築します。イスラム圏やアフリカ等との相互交流を深め、わが国の独自の役割を果たします。

わが国の優れた法制度や保健医療システムなどの対外発信を高めるとともに、各国の法整備支援、戦略的な日本語普及、知的交流、科学技術外交を推進し、日本のソフトパワーを強化します。あわせて、外交政策の対外発信及び国民に対する情報発信を抜本的に強化し、シンクタンク等との人的ネットワークの強化を行うなど、知的交流を強力に推進します。

108 地球規模の課題への取り組み強化

気候変動・地球温暖化や新型インフルエンザ対策・保健システム強化をはじめとする保健分野、水・衛生、国民の生活にも直結する資源・食料問題といった、地球規模の諸課題への

2013 年 2 月 20 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 先生

TPP から国民皆保険を守るために

社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武

日本医師会は、かねてから TPP 交渉参加によって国民皆保険が毀損されることに懸念を表明してまいりました。ここに改めて日本医師会の見解をお渡しする次第です。

政府は、日本の公的医療保険制度は TPP の議論の対象となっていない模様であると伝えています。しかし、今までの日本に対するアメリカからの市場化要求を振り返れば、医療への株式会社参入や、中医協での薬価決定プロセスへの干渉が行われており、TPP 交渉参加によって、公的医療保険制度を揺るがすことを懸念しています。知的財産分野における薬価や医療技術等、金融サービスにおける公的医療保険に対する民間保険の参入、投資分野における株式会社の参入の 3 つが対象になれば、国民皆保険の崩壊につながります。

すなわち、薬価の高止まりや、民間医療保険会社の私的医療保険拡大による混合診療の全面解禁、また、医療本体に株式会社が参入し、優良顧客（患者）の選別や自由診療の拡大が懸念されるからです。

また、高額な医薬品を提供する製薬メーカーや民間医療保険は参入できないため、ISD 条項により、日本の公的医療保険制度が参入障壁であるとして提訴されるおそれもあります。

安倍首相も「国民皆保険制度を守る」と仰っており、日本医師会も国民皆保険を守るという方向性はまったく同じであります。具体的には、第 1 に公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること、第 2 に混合診療を全面解禁しないこと、第 3 に営利企業（株式会社）を医療機関経営に参入させないこと、の 3 つが守られることにより、世界に誇る「国民皆保険」と言えます。

日本の国益に反する形での TPP 交渉参加には反対します。誰もがいつでも、安心して適切な医療を受けることができる素晴らしい医療制度「国民皆保険」を守り抜くために、特段のご配慮をお願い申し上げます。